

山口県報

令和4年
10月14日
(金曜日)

目次

- 規則
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則(厚政課)……………一
- 山口県障害者差別解消調整委員会規則(障害者支援課)……………二
- 障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例施行規則(障害者支援課)……………二
- 告示
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定(環境政策課)……………三
- 公告
土地改良区の役員の届出(農村整備課)……………三
- 雑報
県報の正誤(令和四年九月十六日山口県報)……………四



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第三十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個

人番号の利用に関する条例施行規則(平成二十八年山口県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第六条から第九条までを一条ずつ繰り下げる。

第五条(見出しを含む。)中「別表知事の項第四号」を「別表知事の項第五号」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(条例別表知事の項第四号の規則で定める事務)

第五条 条例別表知事の項第四号の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下この条において「法」という。)第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務
- 二 法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務
- 三 法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
- 四 法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
- 五 法第二十九条第一項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務
- 六 法第五十五条の四第一項又は第五十五条の五第一項の規定に準じて行う給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
- 七 法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う事業の実施に関する事務
- 八 法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務
- 九 法第七十七条第一項、第七十八条第一項から第三項まで又は第七十八条の二第一項若しくは第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収に関する事務

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県障害者差別解消調整委員会規則をここに公布する。

令和四年十月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第四十号

山口県障害者差別解消調整委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例(令和四年山口県条例第三十一号)第十六条第五項の規定に基づき、山口県障害者差別解

消調整委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（任期）

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第三条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第四条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第五条 委員会の庶務は、健康福祉部障害者支援課において処理する。

（その他）

第六条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例施行規則をここに公布する。

令和四年十月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十一号

障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例（令和四年山口県条例第三十一号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（あつせんの求め）

第二条 条例第十条第一項の規定によるあつせんの求め（以下「あつせんの求め」という。）は、あつせん申立書（別記様式）によらなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、口頭ですることができる。

2 前項ただし書の規定により口頭であつせんの求めをする場合には、あつせん申立書に定める事項を陳述しなければならない。

（その他）

第三条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

別記様式(第2条関係)

あ っ せ ん 申 立 書 年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申立者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例第10条第1項の規定により、下記のとおりあっせんを求めます。

記

差別を受けた 障害者	住 所	
	氏 名	
差別をした事 業者	住 所	
	氏 名	
事 案 の 概 要		
求めるあっせんの内容		
その他参考となる事項		

注 差別をした事業者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



山口県告示第303号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和四年十月十四日

山口県知事 村岡 副 政

- 一 形質変更時要届出区域
宇部市大字小串字沖ノ山一九八七の九の一部
- 二 特定有害物質の種類
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当
土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。



(一七二) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

令和四年十月十四日

山口県知事 村岡 副 政

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏 名	住 所
下関市豊田町土地改良区	理 事	白石 直美	下関市豊田町大字大河内九六六
〃	〃	西村 博文	〃 豊田町大字矢田五四五の一〇
〃	〃	布村 康人	〃 豊田町大字浮石一四七六の三

令和四年十月十四日印刷
令和四年十月十四日発行

発行人所

山口県知事

正誤
令和四年九月十六日山口県報



土地改良区の名	理事の別	氏名	住	所
下関市豊田町土地改良区	理事	吉本 知則	下関市豊田町大字殿敷一〇二八	
〃	〃	藤田 敬樹	豊田町大字矢田三九一の二	
〃	〃	篠田 朝男	豊田町大字稲見二一三	
〃	〃	吉富 壮平	豊田町大字鷹子四八九の一	
〃	〃	布村 康人	豊田町大字浮石一四七六の三	
〃	〃	中丸 徳之	豊田町大字柵路子六〇九	
〃	〃	山本 久生	豊田町大字殿居四〇五	
〃	〃	野村 雅行	豊田町大字高山三九	
〃	〃	木村 定夫	豊田町大字阿座上五一〇	
〃	〃	福本 茂幸	豊田町大字今出八七五の一	
〃	〃	岩本 章	豊田町大字八道一一四九	
〃	〃	藤田 進	豊田町大字荒木二三九	
〃	〃	森脇 達志	豊田町大字手洗二九四	
〃	〃	久保 雅典	豊田町大字殿敷三二二二の一	
〃	〃	相原 英嗣	豊田町大字日野二二七	
〃	〃	藤田 進	豊田町大字荒木二三九	
〃	〃	田中 利伸	豊田町大字字内七一〇	
〃	〃	河本 陽子	豊田町大字西長野八八	
〃	〃	槌野 達治	豊田町大字西長野三三の二	
〃	〃	吉村 源治	豊田町大字中村六五九の四	
〃	〃	山本 久生	豊田町大字殿居四〇五	
〃	〃	田牧 忠行	豊田町大字柵路子一四三三	
〃	〃	吉富 壮平	豊田町大字鷹子四八九の一	

五	ページ
上	段
	山口県人事委員会規則第十五号
	誤
	山口県人事委員会規則第十五号の二。
	正